

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 285 号）」が 2017（平成 29）年 11 月 22 日、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 135 号）」が本日公布され、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険の第 7 期計画（2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度まで）における第二号被保険者負担率、保険料に係る基準所得金額、財政安定化基金拠出率を定めるとともに、調整交付金の算定方法の見直しを行うもの。

第 2 改正の内容

1 第二号被保険者負担率

第二号被保険者の保険料負担率について、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度まで 27%として定めることとする。（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）第 5 条関係）

2 基準所得金額

介護保険料の標準 9 段階のうち、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度まで、市町村民税本人課税層に当たる第 6 段階、第 7 段階、第 8 段階及び第 9 段階の境目となる基準所得金額を、それぞれ 120 万円、200 万円及び 300 万円として定めることとする。（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 143 条か

ら第 143 条の 3 まで関係)

3 財政安定化基金拠出率

2018 (平成 30) 年度から 2020 (平成 32) 年度までの財政安定化基金拠出率を 10 万分の 42 として定めることとする。(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令 (平成 11 年厚生省令第 43 号) 第 4 条関係)

4 調整交付金の年齢区分

調整交付金の年齢区分を、現行の 2 区分 (65~74 歳及び 75 歳以上) から 3 区分 (65~74 歳、75 歳~84 歳及び 85 歳以上) に細分化することとする。これに伴い、激変緩和措置として、2018 (平成 30) 年度から 2020 (平成 32) 年度までは、現行の 2 区分と、見直し後の 3 区分を 2 分の 1 ずつ組み合わせることとする。(介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令 (平成 12 年厚生省令第 26 号) 別表第一等関係)

第 3 施行期日

2018 (平成 30) 年 4 月 1 日